

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 規則

○福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則 三〇三

### 訓令

○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 三〇三

### 告示

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 三〇二

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件三件 三〇二

○県外の区域から家畜の移入を禁止する件 三〇二

○土地改良区の定款の変更を認可した件 三〇三

○県営土地改良事業計画を定めた件 三〇三

○土地改良事業の施行に同意した件 三〇三

○道路の区域を変更する件二件 三〇三

○道路の供用を開始する件二件 三〇四

○都市計画を変更した件 三〇四

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 三〇四

○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件十件 三〇五

### 公告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三〇七

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三〇八

○随意契約の相手方を決定した件 三〇八

○土地改良区の清算人が退任した旨届出があった件 三〇八

○県営土地改良事業の工事が完了した件七件 三〇九

○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三〇九

○福島県教育委員会 福島県立高等学校学則の一部を改正する規則 三〇九

### 福島県規則第四十一号

#### 福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

福島県職業訓練手当支給規則(昭和三十九年福島県規則第二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 3 第七条第一項に規定する受講手当の支給対象者が平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に訓練を受けた場合における当該受講手当に対する同条第二項の規定の適用については、同項中「五百円」とあるのは、「七百円」とする。

#### 附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の福島県職業訓練手当支給規則第七条各項の規定により平成二十二年四月一日以後の分としてこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた受講手当は、改正後の福島県職業訓練手当支給規則の規定による受講手当の内払とみなす。  
(産業人材育成課)

福島県知事 佐藤 雄平

## 訓令

### 福島県訓令第十七号

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

#### 職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(昭和三十八年福島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表へき地診療所等への診療支援の業務に従事する職員の項の前に次のように加える。

市町村の広域連携の支援に関する業務に従事する職員	大沼郡三島町大字宮下字宮 下三五〇番地	市町村の広域連携の支援に関すること。
--------------------------	---------------------	--------------------

#### 附則

この訓令は、平成二十二年五月一日から施行する。

(行政経営課)

## 規則

福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月三十日

告 示

福島県告示第三百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十二年四月三十日から平成二十二年八月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド郡山南店 福島県郡山市安積町荒井字方八丁三十三番地一  
ほか十二筆

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 東日本ダイワ株式会社

代表者の氏名 代表取締役 安藤 元二

住所 福島県郡山市朝日三丁目二番二十七号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ヤマダ電機

代表者の氏名 代表取締役 山田 昇

住所 群馬県高崎市栄町一番一号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年十二月十七日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千四百四十二平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百七十九台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 二十台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 二百九十一平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 容量 三十八立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前十時

(二) 閉店時刻 午後九時四十五分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前八時から午後十時まで

七 届出年月日  
平成二十二年四月十六日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十二年四月三十日から同年八月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

平成二十二年二月二十一日

四 届出年月日

平成二十二年四月九日

五 届出をした者

マックスバリュ南東北株式会社

〔別紙書面〕は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十二年四月三十日から同年八月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン郡山ショッピングセンター 福島県郡山市松木町五十三番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

平成二十二年二月二十一日

四 届出年月日

平成二十二年四月九日

五 届出をした者

日本化学工業株式会社

〔別紙書面〕は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十二年四月三十日から同年八月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロククタウン須賀川 福島県須賀川市仲の町八十四番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり  
変更した年月日  
平成二十二年二月二十一日

届出年月日  
平成二十二年四月十九日

届出をした者  
中央三井信託銀行株式会社

〔別紙書面〕は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四号

口蹄疫のまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。  
平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 移入を禁止する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

二 移入を禁止する県外の区域

宮崎県内の次に掲げる区域

1 西都市のうち聖陵町一丁目、聖陵町二丁目、御舟町一丁目、御舟町二丁目、桜川町一丁目、桜川町二丁目、水流崎町、中央町一丁目、中央町二丁目、有吉町一丁目、有吉町二丁目、有吉町三丁目、妻町一丁目、妻町二丁目、妻町三丁目、白馬町、上町一丁目、上町二丁目、中妻一丁目、中妻二丁目、旭一丁目、旭二丁目、下妻、右松一丁目、右松二丁目、右松三丁目、右松四丁目、右松五丁目、小野崎一丁目、小野崎二丁目、新町一丁目、新町二丁目、大字右松、大字妻、大字調殿、大字片内、大字童子丸、大字茶臼原、大字穂北、大字南方、大字尾八重、大字三宅の一部(四反畑、彦七畑、市口、久保鶴、松ノ下、池向、嶋畑、八反の内、中原、次郎左衛門、天ヶ瀬、鳥子長田、茶嶋、大蘭前、朝喰、石坂、尾筋西上、尾筋西下、尾筋東下、田中、溝之手、尾筋東上、国分、上ノ宮東、上ノ宮西、原口、原口一ノ西、原口二、須先、山王前畑、笹貫畑、堂ヶ島、寺崎、馬場崎、塚脇、石貫畑、石貫平ノ下、東立野、酒元ノ上、寺原脇、丸山、西都原東、西都原西、榑木上、榑木下、上永谷、下永谷、奈原、岩ヶ丸、竹ヶ迫、方迫、兼迫、岡本、鎌迫、六町迫、大迫、下甲津ヶ丸、上甲津ヶ丸、割甲津ヶ丸、元迫、北ヶ迫、青木、堂下、羽サ間、後迫、柳迫、法瀬ヶ丸、足野町、方生会、惣太郎、寺原、小末、松田平ノ下、嶋廻、松田下屋敷、松田、鏡田、大谷平、七曲、八小代、木ノ町、大工久、竹ヶ山、向蘭、八反田、八反田木町、代手、下鎧、西原、上鎧、米鶴、大ヶ峰、西大ヶ峰、細場廻、川原田、西ヶ迫、図師ヶ迫、松崎、居屋ノ内、川添、前田、平田、山王田、壱町田、笹々礼、

境野、権現谷、折登、樋之道ノ西、新町、昆沙門、下鶴）、大字清水の一部（大尾田、朝喰、鏡田、竹尾尻、上ノ原、寺山、松迫、土手ノ内及び松元迫）、大字岡富の一部（宮ノ東、岡富、有峯前及び有峰）、大字三納の一部（松本原、甚助原、大廻、新田、湯無田、尾曲、諸熊、永野大原、榎木廻、岩穴ヶ廻、柿木廻、大山田、九月田、白山廻、井上、万立、上原、弘谷、川久保、尾田所及び大山）及び大字中尾の一部（高尾、奥畑、小原、中野、野平及び的場）

2 日向市のうち大字平岩、大字幸脇、美々津町、大字塩見の一部（大草、小原葛籠谷、上水流向、一ヶ瀬、小原東ヶ迫、奥野原、田代口、溜り水、入田、出口、奥野後堀、明生、梶株、亀ノ甲、亀ノ甲前、上瓦田、下瓦田、水戸ノ川、乳母神、堀ノ田、金山ノ下、下中野、上中野、権現原山添、北上奥野、南上奥野、物足ル、葉師ノ北、明久、戸ノ平、柳ノ元、永田葛籠、河添、永田平原、久道ヶ奥、切通し、添谷、南山四人幻、高畑、南山地蔵ノ西、南山鶴鳥越、南山中ノ谷、谷ノ奥、天神森、仙洞庵、一反田、一本木、車田、不動畑、上永田、下永田、下ノ原、花園、片白、柏畑、甲附、泉、大財、谷張原、小堤、西谷、出兼、笹河、新道ヶ下、通り山下、横峰、坂ノ下、淵平、宮川、猪ノガ窪、猪久保上、上奥野、柳田、南明生、通り山及び奥野前畑）、大字財光寺の一部（大谷尻、樋ノ口、三ツ枝、木原、六反田、丸池、尻無川、岩淵、池ノ田、池ノ下及び小松崎）及び日向市東郷町全域

3 児湯郡高鍋町全域  
 4 児湯郡新富町のうち大字日置、三納代及び新田の一部（祇園原、川床、黒坂、北畦原、東畦原、西畦原、三財原、湯風呂、湯之宮、一丁田、十文字、新田原、学園台及び春日）

5 児湯郡木城町全域  
 6 児湯郡川南町全域  
 7 児湯郡都農町全域

8 東白杵郡美郷町のうち南郷区水清谷の一部（小原、滝ノ内、小又、中ノ瀬、蔵野、荒谷及び下田の原）、南郷区神門の一部（向山、渡場瀬、石越、仁久川、五味、猪ノ越、内竹、下名木、新右衛門田及び杭谷）、南郷区中渡川の一部（杭谷及び日平）及び西郷区田代の一部（横山、西ノ八峽、扇山、鳩尻、宮ノ平、岩下、ヒシリ瀧、赤木、山ノ口、山ノ川内、澤水、立野ヶ原、漆ノ越、仮迫、田ノ原、圃ノ平、下之小川、上之小川、弓場之元、下峯地、中峯地、小川田、小川田ノ平、構谷、弥太郎屋敷、小谷、ウトノ迫、毛上ヶ谷、桑舟谷、尾澤、上之原、後内、小川内、日陰谷、横ノ鶴、椎久保及び横谷）

（畜産課）

福島県告示第三百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、中島村土地改良区から平成二十二年四月十四日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十三日認可した。

平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄平  
（農村計画課）

福島県告示第三百六号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、松ヶ房地区に係る県営の基幹水利施設ストックマネジメント事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類  
 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
 平成二十二年五月六日から  
 同 月二十五日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所  
 相馬市役所及び相馬郡新地町役場

（農村計画課）

福島県告示第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項で準用する同法第十条第一項の規定により、いわき市が絹谷地区に係る農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（基盤整備）を行うことについて、平成二十二年四月二十一日同意した。  
 平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄平  
（農村計画課）

福島県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十二年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前	変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道矢吹 小野線	石川郡平田村大字西山 字草場六〇五番三地从先		変更前	一四・八 一七九・二	三二五・〇

同 郡同 村大字西山 字草場六〇一番一地从 先まで	変更後	一四・八 一七九・二	三二五・〇
---------------------------------	-----	---------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十二年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道船引 停車場線	田村市船引町船引字上 田中四番二地先から 同 市船引町船引字五 升車一九番四地先まで	変更前	九・四 三・五・一	二二二・四
	田村市船引町船引字五 升車七〇番一地从先から 同 市船引町船引字五 升車一九番四地先まで	変更後	九・四 九・九	一七〇・九

(道路計画課)

福島県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十二年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道矢吹小野線	石川郡平田村大字西山字草場六〇五番三地从先から	平成二十二年四月三〇日

同 郡同 村大字西山字草場六〇一番一地从先まで	供用開始の期日
-------------------------	---------

(道路計画課)

福島県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道相馬浪江線	南相馬市原町区馬場字下中内八〇番一地从先から 同 市原町区馬場字下中内七三番二地先まで	平成二十二年四月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第三百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県南都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 新たに都市計画に含まれた土地の区域
- 二 都市計画から除外された土地の区域
- 三 縦覧に供する図書
- 四 縦覧場所

(都市計画課)

福島県告示第三百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
平成二十二年四月三十日

- 一 施行者の名称 いわき市 福島県知事 佐藤 雄 平
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画下水道事業（いわき市公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和三十三年五月二十日
- 四 事業施行期間 （変更前） 昭和三十三年五月二十日から平成二十五年三月三十一日まで  
（変更後） 昭和三十三年五月二十日から平成二十八年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 平成十九年福島県告示第三百二十二号の事業地にいわき市内郷内町蛭内、四倉町字西三丁目及び字西四丁目、中岡町一丁目及び二丁目、佐糠町三丁目並びに石塚町東の全部の区域を加える。

同事業地にいわき市内郷宮町宮沢、代及び金坂、内郷内町桜本、内郷白水町蛭内及び大門、四倉町字東三丁目、字東四丁目、字五丁目、字和具、字町田、字太夫坂、字八日十日及び字北向、常磐湯本町下浅貝、上浅貝、彦惣白坂、向田及び辰ノ口、後田町源道平、佐糠町荒屋及び川崎、東田町堤下及び日渡、仁井田町寺前、中ノ目、月山下及び辰ノ口並びに石塚町下ノ前の各一部の区域を加える。  
同事業地のうちいわき市四倉町字西二丁目、常磐湯本町八仙、中岡町三丁目、四丁目及び古川、佐糠町二丁目並びに東田町二丁目の各一部の区域を全部の区域に改める。  
同事業地のうちいわき市内郷内町前田、磐堰、水之出及び金坂、四倉町字東二丁目及び字鬼越、常磐湯本町台山、天王崎、三函及び上川、中岡町月山下及び根小屋、佐糠町竹ノ花及び大島並びに東田町二丁目及び向山の各一部の区域を変更する。  
使用の部分 変更なし。  
（下水道課）

福島県告示第三百十四号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年二月十日次のとおり指定した。  
平成二十二年四月三十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県獺友会 須賀川市和田字弥 平成二十二年四月一日から平成  
須賀川市旭町六番三

須賀川支部 六内一三五番二三 二七年三月三十一日まで 号  
支部長 梅津 号

福島県獺友会 田村郡三春町大字 同 田村郡三春町大字平  
三春支部 支 山田字栃久保一五 沢字河原二八番二号  
部長 影山 八番地  
國一  
（出納総務課）

福島県告示第三百十五号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年二月十七日次のとおり指定した。  
平成二十二年四月三十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県獺友会 南会津郡南会津町 平成二十二年四月一日から平成  
南会津支部 田島字谷地甲三四 二七年三月三十一日まで  
支部長 小椋 番地  
紀一  
（出納総務課）

福島県告示第三百十六号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年二月十九日次のとおり指定した。  
平成二十二年四月三十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
株式会社シテ 郡山市朝日一丁目 平成二十二年四月一日から平成  
イー・マート 二三番七号 二七年三月三十一日まで  
福内 一浩 郡山市清水台一丁 同  
目四番一二号 同  
株式会社南都 須賀川市西川字池 同  
自動車学校 ノ上五一番地の五 同  
有限会社モン 岩瀬郡鏡石町中央 同  
シェ 二四五番地 同  
（出納総務課）

福島県告示第三百十七号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年二月二十三日次のとおり指定した。  
平成二十二年四月三十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤 雄 平  
有限会社手島 西白河郡矢吹町中 平成二十二年四月一日から平成 住所地に同じ  
町二七八番地 二七年三月三十一日まで  
有限会社鈴木 東白川郡棚倉町大 同  
銃砲火薬店 字関口字豊郷一二 同  
五番地

(出納総務課)

福島県告示第三百十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年三月四日次のとおり指定した。  
平成二十二年四月三十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤 雄 平  
有限会社大竹 郡山市本町二丁目 平成二十二年四月一日から平成 住所地に同じ  
銃砲店 二二番一二号 二七年三月三十一日まで  
有限会社鈴木 郡山市細沼町九番 同  
酒店 一号 同  
株式会社須賀 岩瀬郡鏡石町蒲之 同  
川ドライブイン 沢町三八二番地 同  
グスクール 同  
春山 禮子 田村郡三春町字大 同  
町一五八番地の一

(出納総務課)

福島県告示第三百十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年三月五日次のとおり指定した。  
平成二十二年四月三十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤 雄 平  
斎藤 正敏 会津若松市城東町 平成二十二年四月一日から平成 売りさばきの場所  
四番一七号 二七年三月三十一日まで 住所地に同じ  
有限会社会津 会津若松市大町二 同  
銃砲火薬店 丁目七番五号 同  
有限会社松本 喜多方市字三丁目 同

屋 四七九一番地  
高橋 久 耶麻郡磐梯町大字 同  
赤枝字宮在家一九  
〇番地

福島県猟友会 大沼郡会津美里町 同  
美里支部 支 字外川原甲四三〇  
部長 齊藤 四番地九号  
奎二  
吉井 洋意 いわき市平中山字 同  
宮下一番地の七一  
株式会社タイ いわき市平塩字古 同  
ヘイドライブ 川一番地の一  
ーズスクール 同  
有限会社コミ いわき市平沼ノ内 同  
ユニティスト 諏訪原一丁目二三  
アー・スポッ 番地の八 同

いわき市平字五丁目  
一〇番地  
住所地に同じ

有限会社大泉 いわき市遠野町上 同  
商店 遠野字本町五三番 同  
地

関根 昭蔵 いわき市勿来町窪 同  
田町通四丁目九一 同  
番地  
いわき市勿来町窪田  
町通四丁目一一番  
地  
(出納総務課)

福島県告示第三百二十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年三月十八日次のとおり指定した。  
平成二十二年四月三十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤 雄 平  
合資会社出岡 福島市五月町二番 平成二十二年四月一日から平成 売りさばきの場所  
商店 四号 二七年三月三十一日まで 住所地に同じ  
社団法人福島 福島市渡利字七社 同  
県猟友会 宮一〇二番地の一 同  
福島県猟友会 福島市渡利字大久 同  
福島支部 支 保四二番地 同  
部長 佐藤 榮

古山 光二 二本松市本町一番地  
地の二〇九

橋本 優 二本松市若宮一丁目  
三二七番地

福島県猟友会 伊達市梁川町字大  
町一丁目一番地

梁川支部 支 町一丁目一番地

部長 毛利 同

健之助 同

福島県猟友会 伊達郡桑折町大字  
桑折支部 支 上郡字常西寺一七  
番地

部長 幕田 番地

敏衛 同

福島県猟友会 伊達郡川俣町字新  
川俣支部 支 中町一六番地

部長 三浦 同

紀彦 同

高橋 正 本宮市本宮字大森  
一一九番地の一

同 本宮市仁井田字枳形  
三九番地の一

同 (出納総務課)

福島県告示第三百二十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年三月二十四日次のとおり指定した。  
平成二十二年四月三十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

南相馬地区交 南相馬市原町区高 平成二十二年四月一日から平成  
通安全協会 見町一丁目二六二 二七年三月三十一日まで

会長 庄司 番地

公正 同

福島県知事 佐藤 雄平

売りさばきの場所

住所地に同じ

南相馬市鹿島区小池

字原畑二八一番地三

号

住所地に同じ

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

浪江支部 支 権現堂字町頭一八  
部長 佐藤 番地一号  
善重

(出納総務課)

福島県告示第三百二十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年三月五日次のとおり指定した。  
平成二十二年四月三十日

氏名又は名称 住所

合資会社平銃 いわき市平字一町  
砲火薬店 目八番地

指定の有効期間

平成二十二年四月一日から平成  
二七年三月三十一日まで

住所地に同じ

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

福島県告示第三百二十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年三月二十四日次のとおり指定した。  
平成二十二年四月三十日

氏名又は名称 住所

福島県猟友会 南相馬市原町区三  
原町支部 支 島町二丁目一五八  
部長 半澤 番地

希信 同

福島県猟友会 南相馬市小高区女  
小高支部 支 場字八木平二三番  
部長 栃久保 地

宗伯 同

同

同

同

同

同

同

同

福島県知事 佐藤 雄平

売りさばきの場所

住所地に同じ

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

公 告

公告第八十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利  
活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄平



- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年四月七日
- 二 名称  
特定非営利活動法人日本子ども養育研究会
- 三 代表者の氏名  
飯田 進
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字丸内九十四番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、児童福祉施設に関わる子どもと家族の福祉の向上、職員の資質の向上及び子どもの虐待を防止するために社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百八十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年四月二十二日
- 二 名称  
特定非営利活動法人にじの会
- 三 代表者の氏名  
遠藤 幸子
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市西中央二丁目二十三-1
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、視覚障害者のニーズに応じた各種支援事業を行い、視覚障害者の情報収集並びに社会参加の向上に寄与するとともに、視覚障害者福祉の啓発活動を行うことにより、視覚障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(文化振興課)

公告第187号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年4月30日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県生活環境部県民安全総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
73,710,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(災害対策課)

公告第百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があった。

平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称	清算人	退任した清算人	氏名	住所
月形中野土地改良区	榎名 忠良	佐藤 哲也	同	郡山市湖南町中野字向町二七三九番地
	齊藤 喜代一	同	同	市湖南町中野字堰内二六七七番地
	鈴木 健雄	同	同	市湖南町錦字館七二番地
	勝廣	同	同	市湖南町舟津字浜前一三七番地
	安部 二三喜	同	同	市湖南町舟津字舟津六五〇番地
	岩船 隆男	同	同	市湖南町錦字館一〇四番地
	谷苗 順啓	同	同	市湖南町横沢字屋敷二五四二番地
	鈴木 岩男	同	同	市湖南町横沢字屋敷二五四六番地
	吉田又左衛門	同	同	市湖南町浜路字稲宝五八八番地
	関 一男	同	同	同

同 武藤 勲 同 市湖南町中野字向町二七〇三番地  
 同 宗方 秀吉 同 市湖南町中野字二番石倉四八八一番地  
 同 加藤 正 同 市湖南町中野字二番猿畑五七二五番地

(農村計画課)

公告第百八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、川内地区に係る県営の中山間地域総合整備事業の工事は、平成二十二年二月二十三日完了したので公告する。

平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公告第百九十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、益田地区に係る県営の経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十二年十一月三十日完了したので公告する。

平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公告第百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、桃内地区に係る県営の経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十二年三月二十五日完了したので公告する。

平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公告第百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、大井塚原地区に係る県営の経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十二年三月二十四日完了したので公告する。

平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公告第百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、

相馬地区に係る県営のかんがい排水事業の工事は、平成二十二年三月十七日完了したので公告する。

平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公告第百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、横川地区に係る県営の基幹水利施設補修事業の工事は、平成二十二年三月十七日完了したので公告する。

平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公告第百九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、大谷地区に係る県営のため池等整備事業の工事は、平成二十二年二月五日完了したので公告する。

平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公告第百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、檜葉町から広野檜葉都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県教育委員会

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月三十日

## 福島県教育委員会規則第九号

## 福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立高等学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「三十単位」を「三十六単位」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福島県教育委員会

(学校経営支援課)